長崎市銅座町1番11号

株式会社 十八銀行

代表執行役 宮 脇 雅 俊 頭 取

貸借対照表(平成23年3月31日現在)

(単位:百万円)

			(単位:百万円)
科目	金 額	科目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	114, 827	預 金	2, 110, 944
現金	50, 111	当 座 預 金	95, 692
通 預 け 金	64, 716	普 通 預 金	1, 034, 297
買入金銭債権	1, 713	貯 蓄 預 金	56, 074
商品有価証券	93	通 知 預 金	5, 872
商品国債	79	定期預金	876, 380
商品地方債	13	その他の預金	42, 627
金 銭 の 信 託	5, 000	譲渡性預金	67, 111
有 価 証 券	932, 096	コールマネー	10, 809
国	493, 911	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	12, 701
地 方 債	152, 914	借 用 金	15, 328
社 債	159, 798	借 入 金	15, 328
株式	28, 041	外 国 為 替	58
その他の証券	97, 430	売 渡 外 国 為 替	58
1 貸 出 金	1, 276, 210	未払外国為替	0
割引手形	8, 765	社 債	8, 000
	45, 921		12, 631
証 書 貸 付	1, 050, 662	未 払 法 人 税 等	143
当座貨越	170, 861	未 払 費 用	1,867
外 国 為 替	3, 785	前 受 収 益	891
外 国 他 店 預 け	3, 436	金融派生商品	1, 732
買入外国為替	232	リース債務	1, 998
取 立 外 国 為 替	116	その他の負債	5, 997
その他資産	6, 051	役 員 賞 与 引 当 金	62
前 払 費 用	10	退職給付引当金	9, 401
未 収 収 益	2, 791	偶 発 損 失 引 当 金	1, 557
金融派生商品	237	睡眠預金払戻損失引当金	242
その他の資産	3, 012	再評価に係る繰延税金負債	7, 680
有 形 固 定 資 産	38, 879	支 払 承 諾	8, 919
			2, 265, 449
	8, 948	負債の部合計	2, 200, 449
土地	26, 131	/ /± '/a -± -= ±a \	
リース資産	1, 485	(純資産の部)	
その他の有形固定資産	2, 314	資 本 金	24, 404
無形固定資産	4, 406	資 本 剰 余 金	20, 282
ソフトウェア	3, 716	資 本 準 備 金	19, 914
リース資産	418	その他資本剰余金	368
その他の無形固定資産	271	利 益 剰 余 金	61, 264
繰 延 税 金 資 産	13, 003	利 益 準 備 金	7, 531
支 払 承 諾 見 返	8, 919	その他利益剰余金	53, 733
貸倒引当金	△ 22, 148	別途積立金	45, 000
投資損失引当金	△ 284	固定資産圧縮積立金	135
		土地特別積立金	158
		操越利益剰余金	
			8, 438
		自己株式	△ 1, 545
		株主資本合計	104, 407
		その他有価証券評価差額金	3, 829
		繰延へッジ損益	△ 791
		土地再評価差額金	9, 661
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	12, 698
		純 資 産 の 部 合 計	117, 106
資産の部合計	2, 382, 555	負債及び純資産の部合計	2, 382, 555
-			

損益計算書 (平成22年4月1日から) 平成23年3月31日まで)

(単位:百万円)

		(単位:白万円)
科目	金	額
経 常 収 益		45, 749
資 金 運 用 収 益	36, 688	
貸出金利息	25, 378	
有価証券利息配当金	11, 162	
コールローン利息	82	
預け金利息	0	
その他の受入利息	64	
役務取引等収益	6, 479	
受入為替手数料	2, 567	
その他の役務収益	3, 912	
その他業務収益	1, 618	
外国為替売買益	111	
商品有価証券売買益	6	
国债等债券売却益	887	
金融派生商品収益	612	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	962	
株式等売却益	182	
金銭の信託運用益	22	
その他の経常収益	756	
経常費用		39, 140
資金調達費用	2, 964	
預 金 利 息	1, 803	
譲渡性預金利息	144	
コールマネー利息	59	
債券貸借取引支払利息	51	
借用金利息	231	
社 債 利 息	235	
金利スワップ支払利息	438	
役務取引等費用	2, 767	
支払為替手数料	540	
その他の役務費用	2, 226	
その他業務費用	1, 665	
国债等债券売却損	1, 144	
国債等債券償還損	520	
営業経費	27, 663	
その他経常費用	4, 080	
貸出金償却	709	
株式等売却損	776	
株式等償却	1, 639	
その他の経常費用	955	
経常 利益		6, 609
特別利益		5, 813
固定資産処分益	20	
償却債権取立益	583	
貸倒引当金戻入益	4, 877	
投資損失引当金戻入益	332	
特別損失	502	1, 162
	A A	1, 102
固定資産処分損	44	
減損損失	1, 117	44.000
税引前当期純利益		11, 260
法人税、住民税及び事業税	42	
法人税等調整額	4, 186	
法 人 税 等 合 計		4, 228
当期 純 利 益		7, 032
	(2)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

【個別注記表】

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)により 行っております。

- 2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物19~50年その他3~20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間 (5年) に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に 残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

- 6. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権 及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお 書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額 を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可 能性が大きいと認められる債務者(「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の 処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上してお ります。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額から担保評価額等を控除した純与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立

した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保 証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額してお り、その金額は20,196百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要 と認められる額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額 法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、業務上発生する可能性のある偶発損失を見積もり、必要と認められる額を計上して おります。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、 将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業 年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び資金関連スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有 形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第 18 号平成 20 年 3 月 31 日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 21 号平成 20 年 3 月 31 日)を適用しております。

これによる当事業年度の損益に与える影響はありません。

注記事項

(貸借対照表関係)

- 1. 関係会社の株式及び出資額総額
- 1,613 百万円
- 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,044百万円、延滞債権額は37,571百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本 又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った 部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第 96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であり ます。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- 3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は224百万円であります。
 - なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,510百万円であります。
 - なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の 支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延 滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は47,351百万円であります

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、8,998百万円であります。
- 7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、24,916百万円であります。
- 8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 127,818 百万円

担保資産に対応する債務

預金 7,541 百万円 債券貸借取引受入担保金 12,701 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券48,962百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は579百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、388,978 百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが382,498 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又

は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じ て不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業 況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行 い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部 に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成 10 年 3 月 31 日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公 布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法上の路線 価等に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土 地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

11. 有形固定資産の減価償却累計額

15,591 百万円

34,035 百万円

12. 有形固定資産の圧縮記帳額

1,281 百万円

- 13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金7,000百万 円が含まれております。
- 14. 社債は、劣後特約付社債8,000百万円であります。
- 15.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保 証債務の額は1,872百万円であります。
- 16. 1株当たりの純資産額

660円18銭

- 17. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リ ース契約により使用しております。
- 18. 関係会社に対する金銭債権総額
- 9,430 百万円
- 19. 関係会社に対する金銭債務総額
- 6,357 百万円
- 20. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、 当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として 計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金及び資本準備金の計上はありません。

- 21. ストック・オプション等に関する事項は次のとおりであります。
 - (1) ストック・オプションにかかる当事業年度における費用計上はありません。
 - (2) 当事業年度に付与したストック・オプションはありません。
- 22. 国内基準に係る単体自己資本比率

(捐益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額 133 百万円 役務取引等に係る収益総額 40 百万円 その他業務・その他経常取引に係る収益総額 41 百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額 4 百万円 役務取引等に係る費用総額 434 百万円 その他業務・その他経常取引に係る費用総額 2,305 百万円 2. 1株当たり当期純利益金額 39円64銭 3. 継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産について「減損損失」として特別損失に1,117百万円を計上しております。

場所	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)
長崎県内	事業用資産等	土地建物等	2
	遊休資産	土地建物等	240
巨岐旧州	事業用資産等	土地建物	801
長崎県外	遊休資産	土地建物	73

事業用資産については、営業店単位(ただし、個人特化店・出張所等は母店と連携して営業を行っており相互補完関係が強いので、母店と一体として)をグルーピングの単位として取り扱っております。

また、遊休資産については、各々独立した単位として取り扱っております。

なお、回収可能価額の測定は、正味売却価額及び使用価値によっており、正味売却価額は不動産鑑定評価額等に基づき算定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローを 1.75%で割り引いて算定しております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成23年3月31日現在)

> => () () () () () () () () () ()	
	当事業年度の損益に含まれた
	評価差額(百万円)
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

_ 俩别休有日的00俱券(平成 23 年 3 月 31 口况住)				
	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
	1里块	(百万円)	(百万円)	(百万円)
	国債	42, 388	44, 578	2, 190
時価が貸借対	地方債	_	_	
時個が賃借対 照表計上額を	短期社債	_	_	
超えるもの	社債	38, 193	39, 229	1,036
旭んるもの	その他	_	_	
	小計	80, 582	83, 808	3, 226
	国債	9, 829	9, 770	△59
14年年37代出共	地方債	_	_	_
時価が貸借対 照表計上額を	短期社債	_	_	
超えないもの	社債	300	299	$\triangle 0$
MEY. 44. 90)	その他	_	_	_
	小計	10, 129	10, 069	△60
合計		90, 711	93, 877	3, 165

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(平成23年3月31日現在) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	1,586

4. その他有価証券 (平成23年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
	株式	8, 916	6, 872	2, 043
	債券	581, 199	569, 261	11, 937
	国債	360, 307	352, 619	7, 688
貸借対照表計	地方債	135, 688	132, 233	3, 454
上額が取得原	短期社債	_	_	_
価を超えるも	社債	85, 203	84, 408	795
の	その他	55, 283	53, 764	1, 519
	外国債券	53, 352	51, 941	1, 410
	その他	1, 931	1,822	108
	小計	645, 399	629, 898	15, 500
	株式	16, 103	22, 366	△6, 263
	債券	134, 713	135, 777	△1,064
	国債	81, 385	81, 917	△532
貸借対照表計	地方債	17, 226	17, 425	△198
上額が取得原	短期社債	_	_	_
価を超えない	社債	36, 101	36, 434	△333
もの	その他	41, 914	43, 658	△1,744
	外国債券	33, 020	33, 762	△741
	その他	8, 893	9, 896	△1,002
	小計	192, 731	201, 803	△9, 072
合計		838, 130	831, 702	6, 427

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	1, 435
その他	232
合計	1,668

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	3, 931	152	771
債券	156, 289	737	692
国債	146, 710	731	542
地方債	8, 690	1	
短期社債	_		
社債	888	4	150
その他	21, 873	150	456
外国債券	19, 428	90	252
その他	2, 445	59	203
合計	182, 095	1, 040	1, 920

6. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるものについては、①時価が取得原価に比べて 50%以上下落している場合、又は、②時価が取得原価に比べて 30%以上 50%未満下落している場合で、有価証券発行会社の財務状況や過去の時価の推移等を勘案し、時価の回復可能性があると認められる場合を除き、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。) しております。

当事業年度における減損処理額は、1,616 百万円(うち株式 1,468 百万円、その他証券 148 百万円)であります。

(金銭の信託関係)

運用目的の金銭の信託(平成23年3月31日現在)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた
	(百万円)	評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	5,000	_

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	15,430 百万円
退職給付引当金	3,800 百万円
減価償却	649 百万円
その他	6,328 百万円
繰延税金資産小計	26,210 百万円
評価性引当額	△ 8,423 百万円
繰延税金資産合計	17,786 百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立額	△ 94 百万円
その他有価証券評価差額金	△ 4,689 百万円
繰延税金負債合計	△ 4,783 百万円
繰延税金資産の純額	13,003 百万円

連結貸借対照表 (平成23年3月31日現在)

(単位:百万円)

	₹ \	•	A 4-7	A)	(単位:百万円)
			金額	科 目	金額
		部)		(負債の部)	
現		け 金	115, 032	預金	2, 104, 651
買	入金銭	債 権	1, 713	譲 渡 性 預 金	67, 111
商	品有価	証券	93	コールマネー及び売渡手形	10, 809
金	銭の	信 託	5, 000	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	12, 701
有	価 証	券	930, 795	借用金	22, 261
貸	出	金	1, 273, 470	外 国 為 替	58
外	国 為	替	3, 785	社	8, 000
リー	- ス債権及びリース	、投資資産	12, 547	その他負債	18, 189
そ	の他	資 産	9, 098	役 員 賞 与 引 当 金	70
有	形 固 定	資 産	38, 814	退 職 給 付 引 当 金	9, 553
	建	物	9,192	偶 発 損 失 引 当 金	1, 557
	土	地	27,042	睡眠預金払戻損失引当金	242
	その他の有形園	固定資産	2,579	利 息 返 還 損 失 引 当 金	186
無	形 固 定	資 産	4, 750	繰 延 税 金 負 債	0
	ソフトウ	ェア	4,473	再評価に係る繰延税金負債	7, 680
	その他の無形園	固定資産	277	支 払 承 諾	9, 284
繰	延 税 金	資 産	13, 387	負 債 の 部 合 計	2, 272, 361
支	払 承 諾	見 返	9, 284	(純資産の部)	
貸	倒 引	当 金	△ 26, 120	資 本 金	24, 404
				資 本 剰 余 金	20, 276
				利 益 剰 余 金	61, 829
				自 己 株 式	△ 1,545
				株主資本合計	104, 965
				その他有価証券評価差額金	3, 830
				繰延ヘッジ損益	△ 791
				土地再評価差額金	9, 641
				その他の包括利益累計額合	12, 679
				少数株主持分	1, 647
				純 資 産 の 部 合 計	119, 292
資	産の部	合 計	2, 391, 654	負債及び純資産の部合計	2, 391, 654

連結損益計算書

平成22年4月1日から

平成23年3月31日まで

(単位:百万円)

		科		目			金	額
経		常	1	収		益		52, 988
	資	金	運	用	収	益	36, 950	
		貸		金	利	息	25,637	
		有 価	証 券	利 息	配当	金	11,165	
		コールロ	ューン利息	及び買		制息	82	
		預	け	金	利	息	0	
		その	他の		入 利	息	64	
	役	務	取引	等	収	益	7, 002	
	そ	の	他 業	務	収	益	8, 102	
	そ	の	他 経	常	収	益	932	
経		常		費		用		45, 370
	資	金	調	達	費	用	3, 078	
		預	金	利		息	1,798	
		譲渡		預 金		息	144	
			マネー利息				59	
			貸 借 取		払利	息	51	
		借		金 .	· 利	息	350	
		社	債	. 利		息	235	
	4 5	その	他の		払利	息	438	
	役	務	取引	等	費	用	2, 332	
	そ	の	他 業	務	費	用	1, 665	
	営そ	•	業	経	#	費	34, 122	
	7	の	他経	常	費	用	4, 171	
4 ∇		その	他の		常費	用	4,171	7 617
経		常		利		益 **		7, 617
特		別田安		利 幸 加	\wedge	益	90	5, 311
		固 貸 倒		産処		益	20	
		貸 質 却		金 権 取	戻 入 、 立	益	4,705	
特		便 型 別		唯 収 損	<u> </u>	益 失	586	1, 163
1 ব		固定		19 産 処	分	損	45	1, 103
		減	. 貝 損	生		失	1,117	
税	全		整前				1,117	11, 765
法			住民税				117	11, 703
法			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		整整	額	4, 187	
法		人		等	合	計	7, 107	4, 304
	数 #		益調整					7, 461
少	- N	数数			利	益		593
当		期	純		利	益		6, 867
		• • •	,,,					-,

連結計算書類の作成方針

- (1) 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結される子会社及び子法人等 7社 会社名
 - 十八総合リース(株)
 - ・ 十八ビジネスサービス (株)
 - 長崎保証サービス(株)
 - (株) 十八カード
 - ・ 十八キャピタル (株)
 - ・ 十八ソフトウェア (株)
 - (株)長崎経済研究所
 - ② 非連結の子会社及び子法人等 1社 会社名
 - ・ 十八キャピタル投資事業有限責任組合長崎1号 非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に 見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除 いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程 度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。
- (2) 持分法の適用に関する事項
 - ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 該当ありません。
 - ② 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 1社 会社名
 - ・ 十八キャピタル投資事業有限責任組合長崎1号 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、当期純損益 (持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対 象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象か ら除いております。
- (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項 連結される子会社及び子法人等の決算日は、すべて3月末日であります。

【連結注記表】

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法 非適用の非連結子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるも のについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把 握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法によ り行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理して おります。
 - (ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (4) 減価償却の方法
 - ①有形固定資産 (リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 $19\sim50$ 年 そ の 他 $3\sim20$ 年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法を採用しております。

②無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース 資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース 契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権 及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお 書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込 額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥 る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額 から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める 額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額から担保評価額等を控除した純与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)に

より引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は20,196百万円であります。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当 連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年 金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下 のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

(8) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、業務上発生する可能性のある偶発損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、 将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(10) 利息返還損失引当金

利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息等の返還請求に備えるため必要と認められる額を計上しております。

(11) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。連結される子会社及び子法人等については、該当ありません。

(12) リース取引の処理方法

(借手側)

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(貸手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に準じた会計処理によっておりますが、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、平成20年3月末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首帳簿価額として計上しており、利息相当額については、その総額を残存リース期間中の各期に定額で配分しております。なお、同適用指針第80項を適用した場合に比べ、税金等調整前当期純利益は124百万円多く計上されております。

(13) リース取引の収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準はリース料受取時に売上高と売上原価を計上する 方法によっております。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

(ィ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

連結される子会社及び子法人等については、該当ありません。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び資金関連スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負

連結される子会社及び子法人等については、該当ありません。

(15) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当連結会計年度から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第 18 号平成 20 年 3 月 31 日) 及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 21 号平成 20 年 3 月 31 日) を適用しております。

これによる当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

表示方法の変更

(連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書関係)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第5号平成23年3月25日)により改正された「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式を適用し、前連結会計年度における「評価・換算差額等」は当連結会計年度から「その他の包括利益累計額」として表示しております。

(連結損益計算書関係)

当連結会計年度から「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第 41 号平成 22 年 9 月 21 日)により改正された「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)別紙様式を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」を表示しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

- 1. 関係会社の出資総額(連結子会社及び連結子法人等の出資を除く) 27 百万円
- 2. 貸出金及びその他資産(以下、「貸出金等」という。)のうち、破綻先債権額は1,504百万円、延滞債権額は39,633百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元

本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金等(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金等」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金等であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金等であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金等以外の貸出金等であります。

3. 貸出金等のうち、3カ月以上延滞債権額は224百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している 貸出金等で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金等のうち、貸出条件緩和債権額は8,510百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金等で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は49,873百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は8,998百万円であります。
- 7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、24,916百万円であります。
- 8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 127,818 百万円 リース投資資産 4,252 百万円

担保資産に対応する債務

預金 7,541 百万円 借用金 2,386 百万円 債券貸借取引受入担保金 12,701 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 48,962 百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は 579 百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、409,471 百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが402,992 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行及び一部子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法上の路線価等に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 15,643 百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額

36,712 百万円

12. 有形固定資産の圧縮記帳額

1,281 百万円

- 13. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金7,000百万円が含まれております。
- 14. 社債は、劣後特約付社債8,000百万円であります。
- 15.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は1,872百万円であります。
- 16. 1株当たりの純資産額

663 円 22 銭

- 17. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
- 18. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△ 21,850 百万円
年金資産(時価)	9, 936
未積立退職給付債務	△ 11,914
会計基準変更時差異の未処理額	_
未認識数理計算上の差異	2, 394
未認識過去勤務債務(債務の減額)	
連結貸借対照表計上額の純額	\triangle 9, 519
前払年金費用	33
退職給付引当金	\triangle 9, 553

- 19. ストック・オプション等に関する事項は次のとおりであります。
 - (1) ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上はありません。
 - (2) 当連結会計年度に付与したストック・オプションはありません。
- 20. 国内基準に係る連結自己資本比率 13.40%

(連結損益計算書関係)

- 1. 「その他経常費用」には、株式等償却1,653百万円及び株式等売却損776百万円を含んでおります。
- 2. 1株当たり当期純利益金額

38 円 71 銭

3.継続的な地価の下落及び貸与資産の未使用等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産について「減損損失」として特別損失に1,117百万円を計上しております。

場所	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)
長崎県内	事業用資産等	土地建物等	2
	遊休資産	土地建物等	240
長崎県外	事業用資産等	土地建物	801
女呵乐/\	遊休資産	土地建物	73

事業用資産については、営業店単位(ただし、個人特化店・出張所等は母店と連携して営業を行っており相互補完関係が強いので、母店と一体として)をグルーピングの単位として取り扱っております。 また、遊休資産については、各々独立した単位として取り扱っております。

なお、回収可能価額の測定は、正味売却価額及び使用価値によっており、正味売却価額は不動産鑑定評価額等に基づき算定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローを 1.75%で割り引いて算定しております。

4. 連結業務報告書に定める連結包括利益計算書における包括利益は6,085 百万円であります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務及び貸出金業務、有価証券投資業務等の金融サービス事業を行っております。また必要に応じ、社債の発行等による資金調達も一部行っております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な状況が生じないように、当行では資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として貸出金及び市場性のある国債等の債券や株式等の有価証券であります。従って、貸出金については、債務不履行によって生じる信用リスク及び市場金利の変動に伴い資産価値又は資金利益の減少が発生する可能性のある金利変動リスクを内包しております。また、有価証券については、市場金利や有価証券価格の変動に伴い資産価値又は資金利益の減少が発生する可能性のある金利変動リスク及び価格変動リスクのほか、発行体の信用リスクを内包しております。

なお、固定金利貸出金の一部、外貨建債券の一部及び定期預金の一部については、金利変動リスクを 回避する目的で金利スワップ取引を行っております。外貨建債券については、為替変動リスクを内包し ておりますが、通貨スワップ取引及び為替スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しておりま す。また、これらの固定金利貸出金、外貨建債券及び定期預金をヘッジ対象とし、金利スワップ取引、 通貨スワップ取引をヘッジ手段としてヘッジ会計を適用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当行グループは、信用リスクに関する管理諸規定に基づき、信用供与について、与信審査、与信限 度額管理、信用格付、保証や担保の設定等、与信管理に関する体制を整備し運営を行っております。 これらの与信管理は、主に営業店、審査部及び融資企画部において行われ、また、定期的に経営陣に よる審議会や信用リスク管理部会を開催し、審議・報告を行っております。

なお、与信管理の状況については、監査部によるチェックが行われております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当行グループは、ALM 経営会議規程及びリスク管理に関する諸規定に基づき、ALM 経営会議及びリスク管理会議において金利リスクの管理を行っており、固定金利資産・負債のヘッジ方針決定、金利ストレステストの実施、金利リスク量の計測・分析及び報告を行っております。

(ii) 為替リスクの管理

当行グループは、市場リスクに関する諸規定に基づき為替リスクの管理を行っております。当行グループが保有する外貨建取引による資産及び負債については、為替レートの変動の影響を受けますが、外国為替持ち高は売持・買持均衡を基本に調整を行っており、収益への影響は限定的なものとなっております。

(iii) 価格変動リスクの管理

当行グループは、市場リスクに関する諸規定に基づき価格変動リスクの管理を行っております。 有価証券運用については、ALM 経営会議において半期ごとに決定する有価証券の投資計画及び運営 方針に基づき実施しております。実際の運用においては、事前審査、継続的なモニタリング、また 取引種類ごとに運用限度額・保有基準を設定する等の方法を通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引は、ヘッジ及びアウトライト等の目的で実施しておりますが、取引の執行、ヘッジの有効性検証、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立したうえで、リスク管理に関する諸規定に基づき管理を行っております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当行において、主要なリスク変数である金利リスク及び価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預金」、「貸出金」及び市場性のある国債等の債券や株式等の「有価証券」であります。当行では市場リスク量を VaR で計測しており、リスク管理会議及び ALM 経営会議において、リスクテイク・リスクヘッジ等の方針を決定しております。 VaR の算定にあたっては、分散・共分散法 (保有期間 純投資業務 20 営業日・投資有価証券業務 60 営業日・政策投資業務 125 営業日・バンキング業務 250 営業日、信頼水準 99%、観測期間 250 営業日)を採用の上、リスクカテゴリー間の相関を考慮し算出しております。

平成23年3月31日現在における当行の市場リスク量は、全体で18,735百万円(うち金利リスク量13,412百万円、うち株式リスク量12,740百万円)となりました。

なお、計測された VaR の値については、バックテストによる検証を定期的に実施しておりますが、 VaR は過去の相場変動をベースとして統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下においては、リスクを捕捉できない場合があります。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。 なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2) 参照)。また、「連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位:百万円)

			(中国・日/711)
	連結貸借対照表 計上額	時 価	差額
(1) 現金預け金	115, 032	115, 032	_
(2) 有価証券	928, 849	932, 015	3, 165
満期保有目的の債券	90, 715	93, 881	3, 165
その他有価証券	838, 133	838, 133	_
(3) 貸出金	1, 273, 470		
貸倒引当金(※1)	△23, 269		
	1, 250, 200	1, 269, 839	19, 638
(4) リース債権及びリース投資資産	12, 547		
貸倒引当金(※1)	△184		
	12, 363	12, 344	△18
資産計	2, 306, 446	2, 329, 232	22, 786
(1) 預金	2, 104, 651	2, 105, 384	△733
(2) 譲渡性預金	67, 111	67, 111	_
(3) コールマネー及び売渡手形	10, 809	10, 809	_
(4) 債券貸借取引受入担保金	12, 701	12, 701	_
(5) 借用金	22, 261	22, 368	△106
(6) 社債	8,000	8, 276	△276
負債計	2, 225, 535	2, 226, 651	△1, 116
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1, 226)	(1, 226)	_
ヘッジ会計が適用されているもの	(268)	(268)	
デリバティブ取引計	(1,495)	(1,495)	_

- (※1) 貸出金及びリース債権及びリース投資資産に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を、それ ぞれ控除しております。
- (※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金及び約定期間が短期間(1年以内)の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。 自行保証付私募債は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を金利スワップのレートに債務者 区分ごとの信用スプレッドを上乗せした利率で割引いた現在価値により算定しております。また、破 綻懸念先に対する自行保証付私募債については、保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算 定しているため、時価は連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額と近似しており、 当該価額を時価としております。

変動利付国債については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当連結会計年度末において引き続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断した銘柄については、合理的に算定された価額により評価しております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は3,519百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、当行から独立した複数の証券会社により呈示されたものであり、一般に広く普及している理論値モデル(国債の利回り等から推計した将来発生するキャッシュ・フローを現在価値に割り引く一般的な理論値モデル)を使用して算定されております。なお、主な価格決定変数は、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティであります。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び債務者区分、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をスワップレートに債務者区分ごとの信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額と近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(4) リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産については、リース料債権について種類及び債務者区分、期間に基づく区分ごとに元利金の合計額から維持管理費相当額を控除した額を、債務者区分ごとに同様の新規取引を行った場合に想定される運用利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 預金、及び(2)譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算出しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、及び(4)債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該 帳簿価額を時価としております。

(5) 借用金

借用金のうち、劣後特約付ローンはほぼ同じ契約期間である劣後特約付社債の市場価格を参考に現在価値を算定しております。その他の固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を、金利スワップのレートで割り引いて現在価値を算出しております。

(6) 社債

当行の発行する社債(劣後特約付社債)の時価は、市場価格によっております。

<u>デリバティブ</u>取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ)、通貨関連取引(通貨スワップ等)であり、割引 現在価値により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
①非上場株式(※1)(※2)	1,712
②組合出資金 (※3)	233
合 計	1, 946

- (※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから 時価開示の対象とはしておりません。
- (※2) 当連結会計年度において、非上場株式について36百万円減損処理を行っております。
- (※3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。
- (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1 年171中	1年超	3年超	5年超	7年超	10 年初
	1年以内	3年以内	5年以内	7年以内	10 年以内	10 年超
預け金	115, 032	_	_	_	_	_
有価証券						
満期保有目的の債券	6, 092	9, 638	5, 156	11,661	3, 606	54, 561
その他有価証券のうち満 期があるもの	112, 533	226, 510	146, 675	75, 839	199, 540	36, 172
貸出金 (※)	398, 423	239, 891	183, 761	101,866	110, 342	182, 771
リース債権及びリース投資 資産	3, 940	5, 709	2, 463	380	53	0
合 計	636, 021	481, 749	338, 057	189, 748	313, 542	273, 505

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、返済予定額が見込めない 34,384 百万円、期間の定めの無いもの 22,029 百万円は含めておりません。

(注4) 社債、借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超	3年超	5年超	7年超	10 年超
	1 年以內	3年以内		7年以内	10 年以内	10 年趋
預金 (※)	1, 981, 738	107, 486	15, 425	_	_	_
譲渡性預金	67, 111	_	_	_	_	_
コールマネー及び売渡手形	10, 809	_	_	_	_	_
債券貸借取引受入担保金	12, 701	_	_	_	_	_
借用金	6, 722	5, 462	2, 033	480	7, 488	75
社債	_	_	_	_	8,000	_
合 計	2, 079, 083	112, 949	17, 459	480	15, 488	75

(※) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成23年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評 価差額(百万円)
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

	1壬 松工	連結貸借対照表	時価	差額
	種類	計上額(百万円)	(百万円)	(百万円)
	国債	42, 388	44, 578	2, 190
吐压沙索外状件业	地方債	_	_	
時価が連結貸借対	短期社債	_	_	
照表計上額を超え るもの	社債	38, 197	39, 233	1, 036
200	その他	_		
	小計	80, 586	83, 812	3, 226
	国債	9, 829	9,770	△59
	地方債	_		
時価が連結貸借対	短期社債	_	_	
照表計上額を超え ないもの	社債	300	299	$\triangle 0$
71,00	その他	_		
	小計	10, 129	10, 069	△60
	合計	90, 715	93, 881	3, 165

3. その他有価証券(平成23年3月31日現在)

	托 斯	連結貸借対照表	取得原価	差額
	種類	計上額(百万円)	(百万円)	(百万円)
	株式	8, 919	6, 874	2, 045
	債券	581, 199	569, 261	11, 937
	国債	360, 307	352, 619	7, 688
*************************************	地方債	135, 688	132, 233	3, 454
連結貸借対照表計	短期社債	_	_	_
上額が取得原価を 超えるもの	社債	85, 203	84, 408	795
但んなもの	その他	55, 283	53, 764	1, 519
	外国債券	53, 352	51, 941	1, 410
	その他	1, 931	1,822	108
	小計	645, 402	629, 900	15, 502
	株式	16, 103	22, 366	△6, 263
	債券	134, 713	135, 777	△1, 064
	国債	81, 385	81, 917	△532
`本外代# + m + = 1	地方債	17, 226	17, 425	△198
連結貸借対照表計上額が取得原価を	短期社債	_		_
上級が取得原価を 超えないもの	社債	36, 101	36, 434	△333
世んないもの	その他	41, 914	43, 658	△1, 744
	外国債券	33, 020	33, 762	△741
	その他	8, 893	9, 896	△1,002
	小計	192, 731	201, 803	△9, 072
	合計	838, 133	831, 703	6, 429

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
株式	3, 935	152	771
債券	156, 289	737	692
国債	146, 710	731	542
地方債	8, 690	1	
短期社債	_	_	
社債	888	4	150
その他	21, 873	150	456
外国債券	19, 428	90	252
その他	2, 445	59	203
合計	182, 099	1,040	1, 920

5. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるものについては、①時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合、 又は、②時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落している場合で、有価証券発行会社の財務状況 や過去の時価の推移等を勘案し、時価の回復可能性があると認められる場合を除き、当該時価をもって 連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」 という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、1,616 百万円(うち株式 1,468 百万円、その他証券 148 百万円)であります。

(金銭の信託関係)

運用目的の金銭の信託(平成23年3月31日現在)

1.4							
		連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益に含まれた				
		(百万円)	評価差額(百万円)				
	運用目的の金銭の信託	5, 000	_				